

# 職場における熱中症防止対策について（案）（報告）

第184回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 職場における熱中症防止対策に係る検討会

## 趣旨・目的

令和6年の職場における熱中症による死亡者数は31人と、3年連続で30人以上となっており、対策の強化は喫緊の課題である。こうした課題に対応するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、迅速かつ適切に対処することで死亡者を減らすことを目的とし、令和7年6月に労働安全衛生規則改正を行い、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付けた。

また、労働政策審議会安全衛生分科会では、これに加え、平時からの健康管理も含めた予防策の重要性が指摘され、データに基づいた熱中症防止対策の検討が必要とされた。

このため、学識経験者及び現場に詳しい関係業界の代表者等により、職場における効果的な熱中症防止対策等について検討を行う。

## 検討事項

- (1) 職場における効果的な熱中症防止対策について
- (2) その他

## 論点

- (1) 熱中症重篤化防止対策
- (2) 予防策
- (3) 予防策への支援

## 開催日

- 第1回：令和7年12月23日
- 第2回：令和8年2月2日
- 第3回：令和8年2月4日
- 第4回：令和8年3月2日

## 構成員名簿

安藤 真樹 日本製鉄(株)安全環境防災部安全推進室主幹  
岩崎 優弥 日本基幹産業労働組合連合会中央執行委員  
漆原 肇 日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局长  
小澤 重雄 建設労務安全研究会副理事長  
(戸田建設(株)安全品質環境管理本部安全管理統轄部専任役)  
亀田 幸雄 全日本運輸産業労働組合連合会中央副執行委員長  
川口 弘之 日本通運(株)コーポレートソリューション本部安全・品質・業務推進部専任部長  
神田 潤 (一社)日本救急医学会熱中症および低体温症に関する委員会委員長  
(日本医科大学武蔵小杉病院集中治療科部長)  
齊藤 宏之 (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター(ばく露評価研究部長)  
坂下 多身 (一社)日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹  
佐々木 誠 (一社)全国警備業協会労務委員会委員長  
(株)セシム代表取締役社長  
田久 悟 全国建設労働組合総連合労働対策部部長  
堀江 正知 産業医科大学副学長(教育研究担当)  
宮内 博幸 産業医科大学産業保健学部産業衛生科学科作業環境計測制御学教授

(敬称略、五十音順)

(オブザーバー)

環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室 室長補佐  
経済産業省イノベーション・環境局国際標準課 課長補佐  
国土交通省大臣官房技術調査課 課長補佐  
国土交通省不動産・建設経済局建設業課 企画専門官  
農林水産省農産局技術普及課 課長補佐

# 「職場における熱中症防止対策に係る検討会」報告書案 概要

## 1. 検討会開催の趣旨

気候変動の影響により、年平均気温は上昇傾向にあり、熱中症による救急搬送人員等は高い水準で推移している。政府においては、「熱中症対策行動計画」を策定し、熱中症対策を推進している。

職場における熱中症対策について、近年、休業4日以上之死傷者数は増加傾向にあり、死亡者数は毎年20~30人程度で推移している。このような状況を踏まえ、令和7年に、労働安全衛生規則改正により、対策を強化した。当該対策は、主として熱中症の重篤化による死亡災害を防止することが目的であり、労働政策審議会では、今後、予防策を検討することが必要とされた。こうしたことを受け、令和8年夏に向けた対策について、検討を行った。

## 2. 令和7年夏の状況

- 令和7年夏の熱中症による労働災害件数の速報値（12月末時点）は、令和6年同時点の速報値と比較すると、休業4日以上之死傷者数は約41%増加したが、死亡者数は50%減少した。令和7年6~8月の平均気温偏差が+2.36℃と統計開始以来最高を記録しており、死傷者数の増加の一因となったと推測される。
- 労働基準監督署の調査によると、労働安全衛生規則第612条の2（改正省令）に関する違反・指導状況は、全体では約6%の事業場が、熱中症の発災事業場では約20%が何らかの指導を受けていた。

## 3. 検討結果

### （1）重篤化の防止

- 速報段階では、令和7年度安衛則改正は、熱中症の重篤化による死亡災害の防止に寄与したと考えられる。
- 発災事業場においては、改正省令に基づく措置が行われていない傾向である。**引き続き改正省令に基づく措置の徹底を図る必要がある。**

### （2）予防策の強化

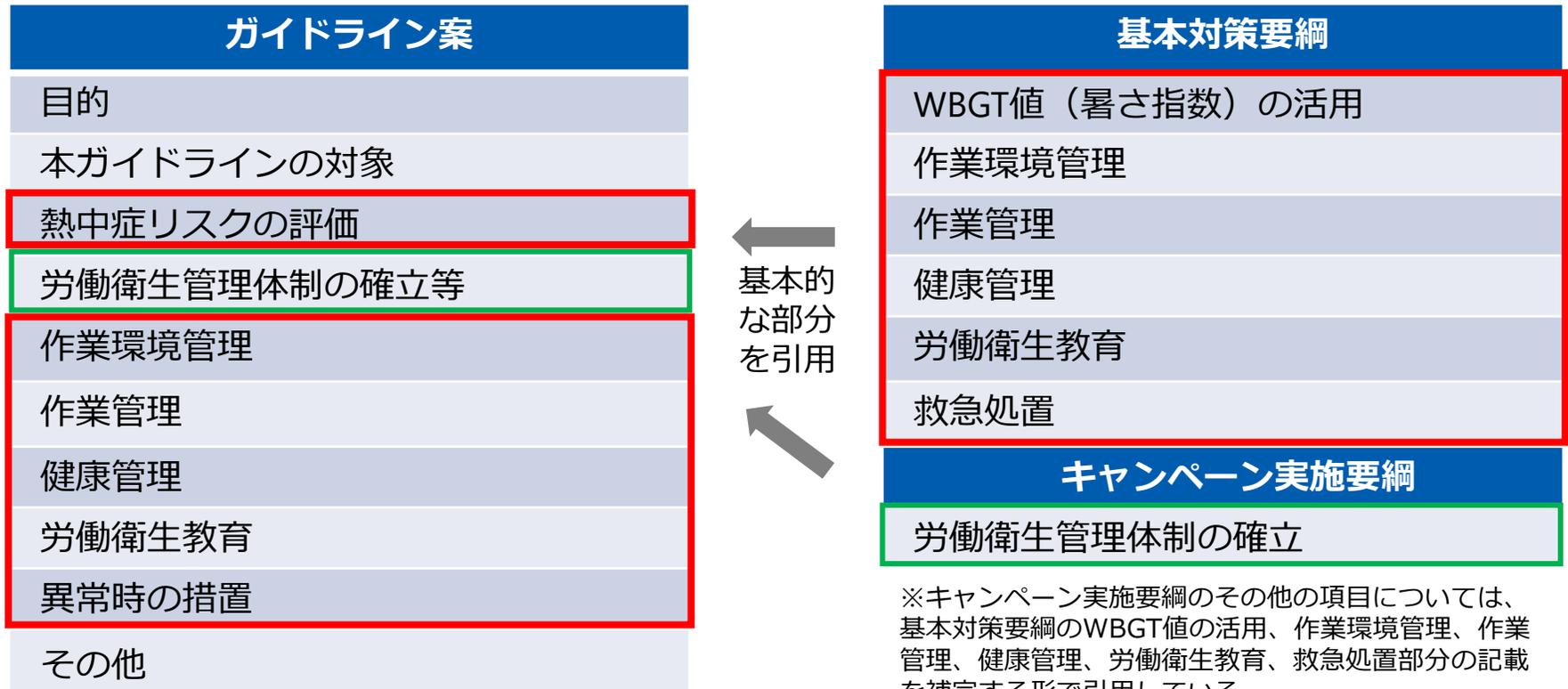
- 死亡者数の抑制だけでなく、休業4日以上之死傷者数の抑制も重要。**熱中症の罹患リスクそのものを低下させることが求められる。**
- 熱中症予防については、業種・業態により作業内容や作業場所による制約条件などが異なり、対策の実施にあたっての留意点も様々なものがある中、一律による対策を示すのではなく、複数のオプションの中から、事業者がその業種・業態に応じて適切な対策を選択できるよう、**包括的に熱中症防止対策をまとめたガイドラインを策定**することが有効である。

### （3）予防策への支援等

- 熱中症対策機器の補助**は、60歳以上の高年齢労働者を対象に行われているが、休業4日以上之死傷者は、60歳未満の者が7割以上にのぼることから、**予防策をより充実させるため、対象年齢の制限の廃止等について検討することが必要である。**
- ファン付き作業服、ウェアラブルデバイスについては、その実態を検討し、適切な対応を取る必要がある。

# ガイドライン策定の考え方

- ガイドラインの項目は、「熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発0420第3号）をベースとする。
- 「労働衛生管理体制の確立等」や、各項目の一部など、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に記載のない事項については「令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱」から引用する。



# 職場における熱中症防止のためのガイドライン（案）概要

## 第1 目的等

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。  
事業者は、第2に基づき熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第3から選択して実施。

## 第2 熱中症リスクの評価

### 1 有害性の要因の特定

- 職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定
  - ・有害性としては、①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服・保護具、④身体作業負荷の大きい作業 が挙げられる。

### 2 湿球黒球温度の値（WBGT値）の把握

- JIS B 7922等に適合したWBGT指数計で実測

## 第3 熱中症リスクに応じた措置

### 1 労働衛生管理体制の確立等

- ・衛生委員会等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要。
- 各種管理者等の選任と役割
  - ・衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討。
- 作業手順・作業計画の策定
- 報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知

### 2 作業環境管理

- WBGT値の低減
  - ・発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等。
- 休憩場所の整備等
  - ・休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい。

### 3 作業管理

- 作業時間の短縮等 作業の休止時間や休憩時間の確保。
- 暑熱順化 計画的に暑熱順化期間を設ける。
- プレクーリング 作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制。
- 水分及び塩分の摂取 水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取。
- 服装による身体冷却 透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用。
- 作業中の巡視 高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認。
- 業種・作業別の対応例

### 3 熱中症リスクの評価・検討

- 熱中症リスクの評価
  - ・WBGT値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る。  
WBGT基準値を超える場合はWBGT値の低減等の熱中症予防対策を実施。
- 熱中症リスクの低減のための措置の検討
  - ・作業場所のWBGT値の低減を検討（作業環境管理）。
  - ・事業場の実情を踏まえて作業管理。
  - ・高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討。

### 4 健康管理

- 健康診断結果に基づく対応
- 日常の健康管理等
- 作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認
  - ・作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないかなど、声かけ。

### 5 労働衛生教育

- 簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。
- 熱中症予防管理者労働衛生教育 ● 職長等向け教育
- 作業従事者向け教育

### 6 異常時の措置

- ・熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。

### 7 その他

- 実施時期
- いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について
- 注文者や作業場所管理事業者による配慮
- 労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について

## 図表等

- 身体作業強度等に応じたWBGT基準値
- 衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正值（℃-WBGT）
- 熱中症の症状と分類
- 熱中症による健康障害発生時の対応計画
- 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病の特徴等

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要

## 1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付ける。

## 2 改正の概要

- 以下 1、2 の事項を事業者に義務付けること。
  - 1 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、
    - ①「熱中症の自覚症状がある作業員」
    - ②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること
  - 2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
    - ①作業からの離脱
    - ②身体の冷却
    - ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
    - ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

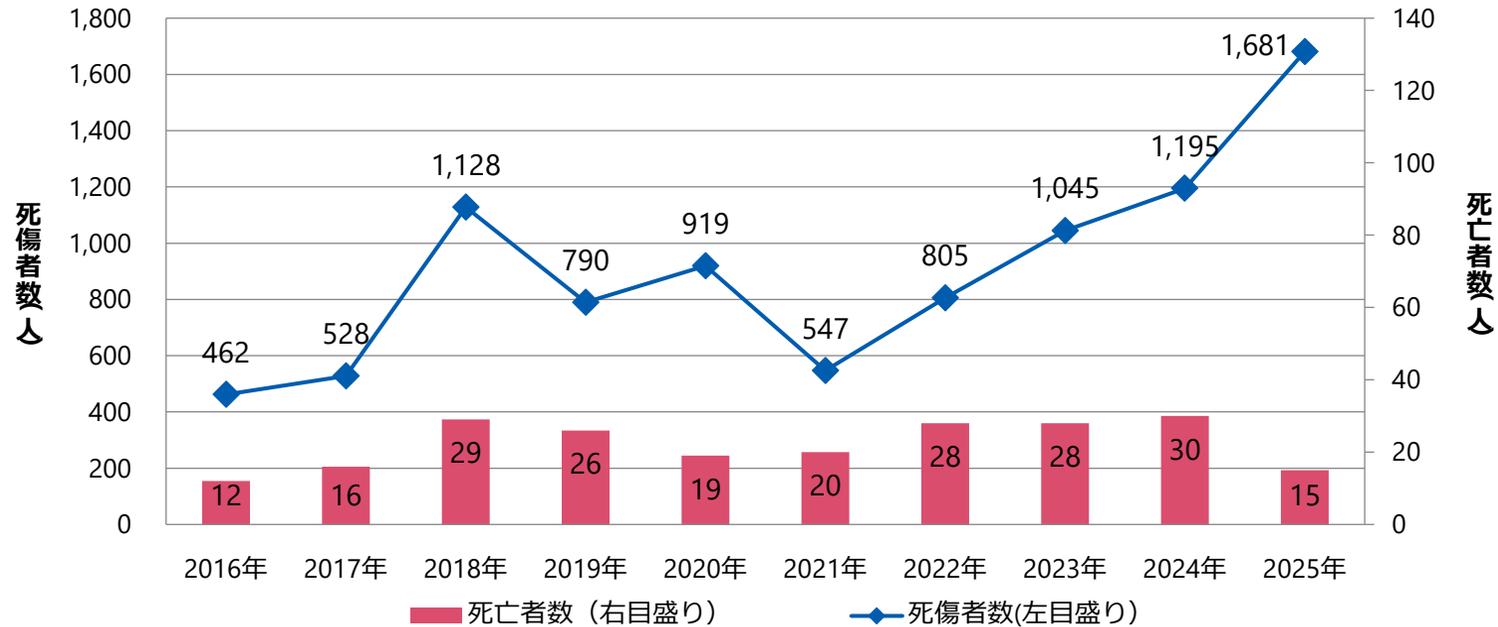
※ WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

## 3 公布日等

- (1) 公布日 令和7年4月15日      (2) 施行日 令和7年6月1日

# 職場における熱中症の災害発生状況

## 職場における熱中症による死傷者数の推移（12月末速報値の比較）



出典：業務上疾病発生状況等調査：厚生労働省  
 （死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む）

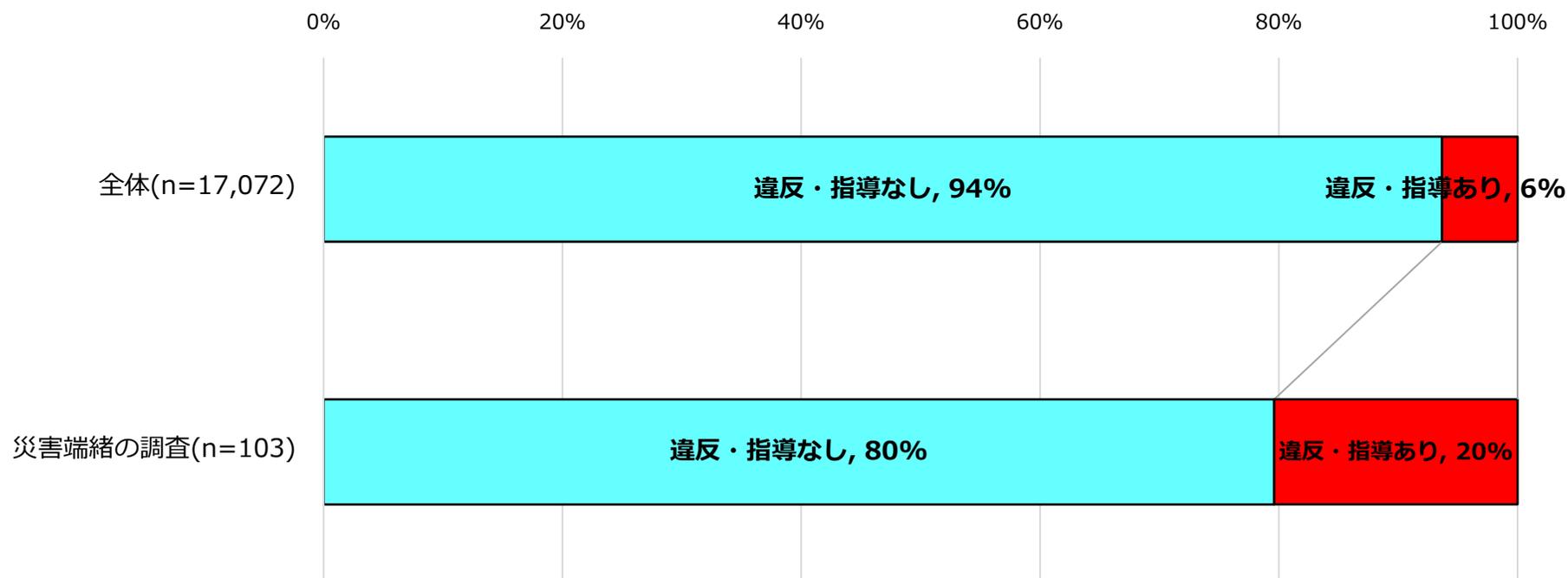
※ 各年の速報値は、1月1日＝12月31日までの間に発生した熱中症に係る労働災害で、翌年概ね1月7日までに労働者死傷病報告が提出されたものを集計したもの。

## 労働基準監督署の調査（労働安全衛生規則第612条の2 遵守状況）

※労働安全衛生規則第612条の2は、熱中症の重篤化防止のため、①報告体制整備、②報告体制周知、③措置手順作成、④措置手順周知の措置を義務づけているもの。当該条文の遵守については①～④全ての措置を実施する必要がある。

第1回職場における熱中症防止  
対策に係る検討会提出資料

### 労働安全衛生規則第612条の2 遵守状況



※「違反・指導なし」は①～④のいずれの措置においても違反及び指導がなかった件数を集計